

介護予防ケアマネジメントの実施について

平成28年1月

三条市福祉保健部高齢介護課

目次

1 介護予防ケアマネジメントの基本的事項	3
2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方	4
3 介護予防ケアマネジメントの実施し担当者、実施体制	5
4 介護予防ケアマネジメントの類型	6
5 介護予防ケアマネジメント実施の手順と給付管理	7
6 介護予防ケアマネジメントの報酬、支払い	10
7 留意事項	11

1 介護予防ケアマネジメントの基本的事項

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、要支援者及び事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下、「サービス事業」という)のほか、一般介護予防や市町村独自施策、民間企業等により提供される生活支援サービスも含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行う。

利用者	利用サービス	ケアマネジメント	給付
要介護1～5	○施設サービス	(施設ケアプラン)	介護給付
	○居宅サービス ○地域密着型サービス	指定居宅介護支援	介護給付
要支援1, 2	○介護予防サービス ・介護予防訪問看護 ・介護予防通所リハビリ ・介護予防居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与等 ○地域密着型介護予防サービス	指定介護予防支援	予防給付
	○介護予防サービスと介護予防・日常生活サービス事業との併用	指定介護予防支援	予防給付
	○介護予防・日常生活サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス	介護予防ケアマネジメント ※一般介護予防事業との併用も含む	総合事業
基本チェックリスト該当(事業対象者)	○介護予防・日常生活サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス	介護予防ケアマネジメント ※一般介護予防事業との併用も含む	総合事業
全ての高齢者	○一般介護予防事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防ケアマネジメント	

2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

地域において、高齢者が健康を維持しつつ、生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。

介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。

このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解したうえで、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成するものとする。

3 介護予防ケアマネジメントの実施担当者、実施体制

○利用者本人が居住する地域の地域包括支援センターが実施
(地域包括支援センターの3職種その他、指定介護予防支援業務を行っている職員により実施)

○介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託することも可能
※ただし、介護予防訪問介護・通所介護相当サービス及び訪問型・通所型サービスAの利用者のみとする。

○初回のケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施し、1クール終了後に委託することが望ましいが、初回から委託する場合は、アセスメントに立ち会う、サービス担当者会議に出席する等、適宜ケアマネジメントに関与することとする。

利用サービス	居宅介護支援事業所への ケアマネジメント業務の委託	ケアマネジメントの類型 (詳細は、P6)
介護予防訪問介護・通所介護相当サービス	可	ケアマネジメントA
訪問型・通所型サービスA	可	ケアマネジメントA
介護予防訪問介護・通所介護相当サービスと 訪問型・通所型サービスAの併用	可	ケアマネジメントA
介護予防訪問介護・通所介護相当サービスと 訪問型・通所型サービスCの併用	不可	ケアマネジメントA
訪問型・通所型サービスC	不可	ケアマネジメントB

4 介護予防ケアマネジメントの類型

ケアマネジメントの 類型	利用サービス	介護予防ケアマネジメントのプロセス
<p>ケアマネジメントA</p> <p>※居宅介護支援事業所に委託可能 ただし、サービスCを併用する場合は委託不可</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービス（現行相当の訪問型・通所型サービス又は訪問型・通所型サービスA） ※サービスCを併用する場合を含む。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①アセスメント（課題分析） ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議開催 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） ⑥モニタリング（少なくとも3か月毎に利用者と面接）・評価 ⑦給付管理
<p>ケアマネジメントB</p> <p>※居宅介護支援事業所に委託不可</p>	<p>通所型・訪問型サービスC（現行の二次予防事業相当サービス）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①アセスメント（課題分析） ②ケアプラン作成 ③利用者への説明・同意 ④ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） ⑤評価実施 <p>※必要に応じてサービス担当者会議、モニタリング実施</p>
<p>ケアマネジメントC</p> <p>※居宅介護支援事業所に委託不可</p>	<p>通所型・訪問型サービスB（住民主体のサービス等）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 初回アセスメント（課題分析） ② ケアマネジメント結果案作成 ③ 利用者への説明・同意 ④ 利用するサービス提供者等への説明・送付

当面、通所型・訪問型サービスBを実施しないため、ケアマネジメントCは行わない。

5 介護予防ケアマネジメント実施の手順と給付管理



高齡介護課	地域包括支援センター		居宅介護支援事業所
委託契約 (市→地域包括支援センター)(高齡福祉係)	ケアマネジメントA、B、Cを地域包括支援センターが実施する場合	ケアマネジメントAを居宅介護支援事業所へ委託する場合	
	運営規程等重要事項等の同意 介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市へ提出		
	①アセスメント(課題分析)	アセスメント(課題分析)に関与 ※初回ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施し、1クール終了後に委託することが望ましいが、初回から委託する場合は、アセスメントやサービス担当者会議に立ち会う等関与する。	①アセスメント(課題分析)
	② ケアプラン原案(ケアマネジメント結果)作成 ア 目標の設定 イ 利用するサービス内容の選択 →ケアマネジメントの類型を決定 ・ケアマネジメントA、B→ケアプラン原案作成 ・ケアマネジメントC→ケアマネジメント結果作成 ※当面、サービスBがないため、ケアマネジメントCはない。	②-3 居宅介護支援事業所が作成したケアプラン原案を確認 ・本人の自立支援に資するプランになっているか。 ・サービス事業以外のインフォーマルな社会資源も含め、本人の状況にあった適切なサービスが選択されているか(特に、現行相当とサービスAの選択は妥当か)。 確認印を押し、居宅介護支援事業所へ返却	②-1 ケアプラン原案作成 ②-2 原案を地域包括支援センターへ提出

高齡介護課	地域包括支援センター		居宅介護支援事業所
	ケアマネジメントA、B、Cを包括 が実施する場合	ケアマネジメントAを居宅介護支援事 業所へ委託する場合	
	③サービス担当者会議開催 (ケアマネジメントBは省略可、ケアマ ネジメントCは不要) ④利用者への説明、同意 ⑤ケアプラン確定、交付 (利用者、サービス提供者)	初回ケアマネジメントの場合、サービス担 当者会議に同席する等関与する。 居宅介護支援事業所から提出された同意 済みのケアプランを保管	③サービス担当者会議開催 ④利用者への説明、同意 同意後のケアプランを地域包括支援セ ンターへ提出、写しを保管 ⑤ケアプラン確定、交付 (利用者、サービス提供者)
	サービス利用		サービス利用
	⑥モニタリング (ケアマネジメントA) ・3か月に1回、評価期間の終了月、 利用者の状況に変化があったとき は、訪問し面接 ・それ以外の月は、通所先を訪問す るか、電話等で連絡 (ケアマネジメントB) 必要に応じて実施 ただし、状況変化があった際、 サービス実施者から情報が入る体 制を作っておく。		⑥モニタリング ・3か月に1回、評価期間の終了月、利 用者の状況に変化があったときは、 訪問し面接 ・それ以外の月は、通所先を訪問する か電話等で連絡
	⑦評価 (ケアマネジメントA、B) 設定したケアプランの実施期間の終 了時に利用者宅を訪問し、目標の達 成状況进行评估 新たな目標の設定、サービスの見直 し	⑦-3 居宅介護支援事業所から提出され た評価表を確認 意見を付し、評価表の写しをとり、写しを居 宅介護支援事業所へ返却	⑦-1評価 設定したケアプランの実施期間の終了 時に利用者宅を訪問し、目標の達成状 況を評価 新たな目標の設定、サービスの見直し ⑦-2 評価表を地域包括支援センター へ提出 ⑦-4 評価表を保管

<p>高齢介護課</p> <p>委託</p>	<p>地域包括支援センター</p>		<p>居宅介護支援事業所</p> <p>委託</p>
	<p>ケアマネジメントA、B、Cを 包括が実施する場合</p>	<p>ケアマネジメントAを居宅介護支援事業 所へ委託する場合</p>	
	<p>⑧-2給付管理票作成、国保連へ提出 サービス利用実績を確認し給付管理票を作成し、翌月10日までに国保連へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防給付サービスと総合事業のサービス事業併用の場合は、予防給付の区分支給限度額範囲内で一体的に給付管理 ・総合事業のサービス事業のみの場合は、指定事業者によるサービスを利用するときのみ給付管理を行う。限度額は、市長が定める(要支援1と同じ)。 		<p>⑧-1給付管理（実績報告） サービス利用実績を確認し、翌月5日までにサービス利用実績を記載したサービス利用表等を地域包括支援センターへ提出</p>
<p>⑩委託料支払い 請求内容を審査し、地域包括支援センターに委託料を支払う。</p>	<p>⑨委託料請求 介護予防ケアマネジメントA、B実施に対する委託料を、翌月10日までに高齢介護課へ請求する。</p> <p>【請求書の添付書類】 ケアマネジメントA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者一覧表 給付管理票作成者一覧表をシステムから打ち出す。 ・ケアプラン写し ケアプラン作成月のみ(初回、更新時、変更時。居宅介護支援事業所が作成したものも含む。) <p>ケアマネジメントB</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者一覧表 ・ケアプラン又は評価表 	<p>⑩委託料の支払い 請求内容を審査し、居宅介護支援事業所に対し委託料を支払う。</p>	<p>⑨委託料請求 介護予防ケアマネジメントの委託料を、翌月10日までに地域包括支援センターに請求</p>
<p>ケアプランの確認（全数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の自立支援に資するプランになっているか ・サービスの選択は妥当か <p>給付管理票とサービス提供実績との突合</p>			

6 介護予防ケアマネジメントの報酬、支払い

(1) 単価及び加算

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、市が地域包括支援センターに委託し、毎月、地域包括支援センターからの請求により、1件につき次に定める単価及び加算を委託料として支払う。

初回加算及び介護予防小規模多機能連携加算については、指定介護予防支援における基準に準じて算定する。

(2) 予防給付とサービス事業の併用

要支援者で、予防給付とサービス事業を併用する場合にあっては、予防給付によるケアマネジメントに対して介護報酬を地域包括支援センターに支払うため、委託料としては支払わないものとする。

ケアマネジメントの類型	利用サービス	ケアマネジメントの報酬単価			報酬支払方法
		サービス提供開始月	2か月目～評価月の前月まで	評価月	
ケアマネジメントA	介護予防訪問介護・通所介護相当サービス	基本報酬4,300円 初回加算3,000円 介護予防小規模多機能連携加算3,000円	基本報酬4,300円	基本報酬4,300円	市に請求
	訪問型・通所型サービスA				
	介護予防訪問介護・通所介護相当サービス＋訪問型・通所型A				
	介護予防訪問介護・通所介護相当サービス＋訪問型・通所型C				
	訪問型・通所型A＋C				
ケアマネジメントB	訪問型・通所型サービスC (現行の二次予防事業相当サービス)	基本報酬4,300円	なし	基本報酬4,300円	市に請求
指定介護予防支援	指定介護予防サービス	基本報酬4,300円 初回加算3,000円 介護予防小規模多機能連携加算 ※つなげた月 3,000円	基本報酬4,300円	基本報酬4,300円	国保連に請求
	指定介護予防サービス＋介護予防訪問介護・通所介護相当サービス				
	指定介護予防サービス＋訪問型・通所型A				
	指定介護予防サービス＋訪問型・通所型C				

7 留意事項

(1) 様式

介護予防ケアマネジメントの様式は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成26年6月5日付老振発0605第1号)」に示されている様式4から8を用いる。

※指定介護予防支援で用いている様式と同じ

(2) 担当件数

地域包括支援センターの実施件数、指定居宅介護予防支援の受託件数の制限は設けず、居宅介護支援費を算定する際の件数には含めない。